

発電用風力設備の技術基準の解釈について

この発電用風力設備の技術基準の解釈は、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第53号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容をできる限り具体的に示したものである。

なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

【定 義】

（省令第2条）

第1条 この解釈において使用する用語は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）及び省令において使用する用語の例による。

【取扱者以外に対する侵入防止措置】

（省令第3条）

第2条 風力設備を設置する場所には、当該場所に取り扱者以外の者が立ち入らないように次の各号のいずれかにより措置を講ずること。ただし、土地の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りではない。

- 一 風力設備周辺にさく、へいを設け、かつ、その出入口に立入りを禁止する旨を表示するとともに、施錠装置その他適当な装置を施設すること。
- 二 風車を支持する工作物の出入口に立入りを禁止する旨を表示するとともに、施錠装置その他適当な装置を施設すること。

【風車の構造】

（省令第4条）

第3条 省令第4条第1号に規定する「負荷を遮断したときの最大速度」とは、非常调速装置が作動した時点より風車がさらに昇速した場合の回転速度を含むものをいう。

第4条 省令第4条第2号に規定する「風圧」とは、風車の受風面の垂直投影面積が最大の状態に

において、風車が受ける最大風圧を含むものをいう。

【風車の自動停止装置】

(省令第5条)

第5条 省令第5条第1号に規定する「回転数が著しく上昇した場合」とは、非常调速装置が作動する回転速度に達した場合をいう。

2 省令第5条第2号に規定する「風車の制御装置の機能が著しく低下した場合」とは、風車の制御用圧油装置の油圧、圧縮空気装置の空気圧又は電動式制御装置の電源電圧が著しく低下した場合をいう。

【圧油装置及び圧縮空気装置の施設】

(省令第6条)

第6条 電気設備の技術基準の解釈について(平成9年5月31日制定)第49条第2項の規定(第2号ニの規定を除く。)は、発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置について準用する。この場合において、同項中「開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置」とあるのは「発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置」と、「空気圧縮機」とあるのは「油ポンプ及び空気圧縮機」と、「空気タンク」とあるのは「圧油タンク及び空気タンク」と、「圧縮空気を通ずる管」とあるのは「圧油及び圧縮空気を通ずる管」と読み替えるものとする。

【風車を支持する工作物の構造耐力】

(省令第7条)

第7条 省令第7条に規定する「自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他振動及び衝撃」とは、風車を支持する工作物に作用する自重、積載荷重、積雪及び風圧による荷重の他、風車の運転による振動並びに当該設置場所において通常想定される地震その他自然の要因により風車を支持する工作物に作用する振動及び衝撃をいう。

第8条 高さが15mを超える風車を支持する工作物は、建築基準法第88条で準用される各規定に適合していること。

【風車を支持する工作物の施設制限】

(省令第7条)

第9条 風車を支持する工作物は、支線を用いてその強度を分担させないこと。